

生活困窮者自立支援事業

(新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金)

保健福祉部こども・暮らし相談センター

事業費：18,884 千円

事業の概要

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、既に総合支援金の再貸付が終了している等の理由から、特例貸付を利用できない世帯に対して、新たな就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるため「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給する。

◇対象：緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯（注）で、以下の要件を満たすもの

（注）借入額が限度額に達している世帯や再貸付について不承認とされた世帯。ただし、生活保護世帯は除く。

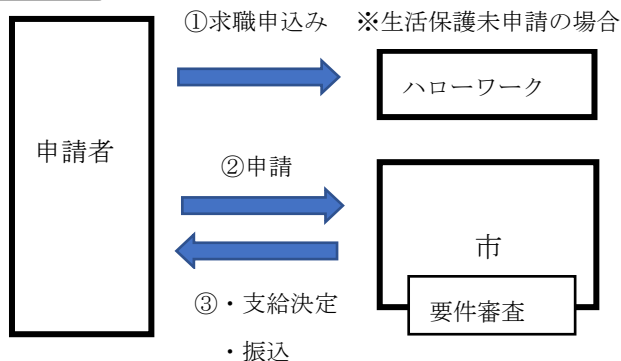
- ・収入要件：①市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12と②生活保護の住宅扶助基準額の合計した額以下
- ・資産要件：預貯金が①の6倍以下（ただし100万円以下）
- ・求職等要件：ハローワークでの相談や応募・面接等、又は生活保護の申請

◇支給額：【月額】単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円

◇支給期間：7月以降の申請月から3か月（申請受付は8月末まで）

ただし、支給中止要件に該当した場合は、支給を中止する

実施フロー



実施スケジュール（予定）

令和3年度					
6月	7月	8月	9月	10月	11月
準備期間					
	支給申請の受付				
		支給決定・支給・受給中の確認等			